

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年4月1日旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(中央診療施設等の部長，副部長等)</p> <p>第9条 中央診療施設等の各部に部長及び副部長を，各センターにセンター長及び副センター長を，臨床検査・輸血部，手術部，放射線部及び病理部に技師長又は技士長(以下「技師長等」という。)を置く。</p> <p>2 部長及びセンター長（以下「部長等」という。）は，教授，<u>准教授又は病院長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>副部長及び副センター長（以下「副部長等」という。）は，教授，准教授，講師，助教又は病院長が指名する者をもって充てる。ただし，臨床検査・輸血部，放射線部及び病理部の副部長は，技術職員をもって充てることできる。</u>（新設）</p> <p>4 <u>技師長等は，技術職員をもって充てる。</u>（新設）</p>	<p>(略)</p> <p>(中央診療施設等の部長，副部長等)</p> <p>第9条 中央診療施設等の各部に部長及び副部長を，各センターにセンター長及び副センター長を，臨床検査・輸血部，手術部，放射線部及び病理部に技師長又は技士長(以下「技師長等」という。)を置く。</p> <p>2 部長及びセンター長（以下「部長等」という。）は，教授又は<u>准教授をもって，副部長及び副センター長（以下「副部長等」という。）は，准教授，講師又は助教をもって，技師長等は，技術職員をもって充てる。ただし，臨床検査・輸血部，放射線部及び病理部の副部長は，技術職員をもって充てることできる。</u></p>

(略)

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。

【改正理由】

人員削減等による教員配置が厳しい状況下において、各部門の実情に応じた柔軟かつ安定的な役職配置を可能とするため、所要の改正を行うものである。

(略)